

岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業実施要綱

(目的)

第1 この事業は、農薬販売者、農業協同組合の営農指導担当者、農業者等で構成する組織の防除指導担当者等（以下「農薬取扱者等」という。）に対して、農薬に関する専門的な研修を実施するとともに、試験を課し、その合格者を農薬管理使用アドバイザーとして認定することにより、農薬取扱者等の資質の向上を図るとともに、本県における農薬の安全かつ適正な使用の推進に寄与することを目的とする。

(任務)

第2 農薬管理使用アドバイザーは、次に掲げる事項に留意し、農薬使用者に対し農薬の適正使用を指導するものとする。

- (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）その他農薬に関連する法令の遵守
- (2) 農薬の特性、病害虫及び雑草の防除等に関する正しい知識の修得及び普及
- (3) 農薬使用者が遵守すべき基準等農薬の安全かつ適正な使用方法の遵守
- (4) 農薬の使用状況の記帳推進
- (5) 農薬使用に伴う人畜に対する危害及び環境汚染防止
- (6) 県が定めた岩手県病害虫総合防除計画に基づく適正防除
- (7) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）により毒物又は劇物の指定を受けた農薬並びに水質汚濁性農薬の適正な取扱い及び安全使用
- (8) 農薬の適正な保管・管理
- (9) その他農薬の安全使用等に関する事項

(連絡会議の開催)

第3 知事は、この事業の実施に必要な事項に関し、連絡調整を行うための会議を必要に応じて開催する。

(研修の実施)

第4 知事は、新たに農薬管理使用アドバイザーの認定を受けようとする者に対し、農薬管理使用アドバイザー養成研修（以下「養成研修」という。）を実施するものとする。

- 2 知事は、既に農薬管理使用アドバイザーの認定を受けた者で、認定期間満了後も認定期間を更新しようとするものに対し、農薬管理使用アドバイザー更新研修（以下「更新研修」という。）を実施するものとする。

(研修の受講資格)

第5 養成研修及び更新研修の受講資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、県内に勤務または居住し、満18歳以上の者とする。

- (1) 農薬販売者又はその従業員

- (2) 農業協同組合の営農指導担当者
- (3) 農業者
- (4) 農業者で構成する組織の防除指導担当者
- (5) その他知事が必要と認める者

(認定試験の実施)

第6 知事は、養成研修の修了者に対し、農薬管理使用アドバイザー認定試験（以下「試験」という。）を実施するものとする

(認定試験の免除)

第7 知事は、次の各号のいずれかに該当する者から申し出があった場合は、試験を免除することができる。

- (1) 薬剤師又は関係団体が行った同種の研修若しくは試験により、防除指導員、農薬コンサルタント若しくは緑の安全管理士の資格を現に有する者又は過去3年以内に一般社団法人日本植物防疫協会が実施する植物防疫研修を修了した者
- (2) 農薬管理使用アドバイザーの認定期間が満了する年度に養成研修を受講した者
- (3) 農薬管理使用アドバイザーの認定期間満了後、やむを得ない事由により認定資格を更新しなかったことにより当該資格を喪失した者（喪失後3年以内である場合に限る）
- (4) 他の都道府県知事が認定した、農薬管理使用アドバイザーと同等の資格を現に有する者
- (5) その他知事が認める者

(認定及びその更新)

第8 知事は、試験の結果に基づき、合格者を決定し、これを農薬管理使用アドバイザーとして認定するものとする。

2 知事は、認定期間が満了する農薬管理使用アドバイザーが更新研修または、当該年度の養成研修を受講した場合には、認定資格を更新するものとする。

3 知事は、第7による試験免除者が養成研修を受講した場合は、農薬管理使用アドバイザーとして認定するものとする。

4 農薬管理使用アドバイザーの認定期間は、養成研修又は更新研修の受講年度の翌年度の4月1日から3年間とする。

(認定の取り消し)

第9 知事は、農薬管理使用アドバイザーが農薬取締法に違反した場合、その他農薬管理使用アドバイザーとしてふさわしくない行為があったと認めた場合には、農薬管理使用アドバイザーの認定を取り消すことができるものとする。

(農薬管理使用アドバイザーに対する支援)

第10 知事は、農薬管理使用アドバイザーに対して第2の円滑な遂行を図るため、農薬の安全使用等に関する情報等の提供、助言、指導その他の支援を行うものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、岩手県農薬管理使用アドバイザー認定事業の実施に必要な事項は別に定める。

(附則)

第1 この要綱は、平成16年11月17日から施行する。

この要綱は、平成19年10月2日から施行する。

この要綱は、平成20年9月29日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

この要綱は、令和6年6月12日から施行する。

この要綱は、令和7年7月30日から施行する。

第2 岩手県農薬管理指導士認定事業実施要綱（昭和63年1月12日制定）及び岩手県農薬使用アドバイザー認定事業実施要綱（平成15年5月20日制定）は、廃止する。

第3 この要綱の施行に伴い、岩手県農薬管理指導士認定事業実施要綱に基づく岩手県農薬管理指導士の認定を受けている者及び岩手県農薬使用アドバイザー認定事業実施要綱に基づく岩手県農薬使用アドバイザーの認定を受けている者については、この要綱に基づき岩手県農薬管理使用アドバイザーに認定されたものとみなす。